

「子どもの貧困」にみる社会的養護

川崎 愛

I. はじめに

1979年の「国際児童年」を経て、国連は1989年に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択した。翌年に政府は署名したものの、国内法の整備に時間を要して日本が批准国となったのは1994年5月である。185カ国中158番目という事実は、この国の子どもがおかれた状況を反映している。

特にここ数年OECDの調査結果などから日本の貧困率がアメリカに次いで高いこと、「子どもの貧困率」で見ると七人に一人が「貧困」であり、子ども・家族への所得保障が不十分なため、ひとり親家庭の半数以上が「貧困」状態にあることが明らかになった。

またイノチェンティ研究所の「子どもの貧困の全体像－富める国における子どものウェルビーイング（福祉）の概観」によると、自分がアウトサイダーである、孤独であると答えた割合が他国の子どもは5～15%であるのに対し、日本の子どもは30%と際立って高かった。

「子どもの貧困」は日常生活、教育、医療など現在直面している困難が生涯にわたって影響することが最大の課題である。

とりわけ家庭ではなく、児童福祉施設で生活をしている子どもはより多くの困難を抱えている。子どもの成長発達に必要な、家庭で親に育てられる権利は「子どもの権利条約」の第5条、第18条に定められているが、社会的養護の大半を占める施設養護の対象になるということは、その権利の行使を阻害された状態にあるといえる。

少子化が進むなかで、児童虐待の増加、貧困層の拡大により、要保護児童は減少するどころか増加し、大都市圏の児童養護施設の入所定員は不足が生じている。

本稿では、近年の「子どもの貧困」に関する著作で児童養護施設の子どものどのような状況にあるのかを把握し、社会的養護の役割を「貧困」という視点で再検討することを目的とする。

II. 先行研究

1. 「子どもの貧困」とは

OECDや欧州連合（EU）などの国際機関や日本の生活保護法の生活保護基準は「相対的貧困」という概念を用いて設定されている。

「相対的貧困」とは、人々が生活する社会の「通常」の生活水準以下のことで、その社会の「通常」の生活レベルによって決定される。相対的貧困率を出すときにOECDで用いられるのは、手取りの世帯収入（収入から税や社会保険料を差し引き、年金やそのほかの社会保障給付を加えた額）を世帯人数で調整し、その中央値（上から数えても、下から数えても真ん中）の50%のラインを貧困とする方法である。

これに対して「絶対的貧困」は、その社会の生活レベルに関係なく、人々が生活するために必要な食料や医療などが欠けている状態を示す。

年齢層別に「相対的貧困率」をみると、日本社会で一番貧困となる割合が高いのは高齢者で、その貧困率は20～21%と高い数値で推移している。貧困となる割合が一番低いのは中年層で11～13%、20歳未満の子どもの貧困率は2004年のデータで14.7%、約七人に1人の子どもは貧困状態にあることになる。

1990年代以降、子どもの貧困率は他のどの年齢層よりも上昇している。とりわけ母子世帯の子ども、0～2歳の乳幼児、若い父親をもつ子ども、多子世帯の子どもの貧困率が高く、他の世帯と比べて早いペースで上昇している¹⁾。

2. ブックレビュー

『子どもの貧困白書』には山本による2007年から2009年までの「『子どもの貧困』を読む」というブックレビューがある²⁾。

内容は七項目に分けてあり、一つ目の「子どもの貧困」への社会的関心では、「格差」の世代間再生産について三浦展『格差が遺伝する！—子どもの下流化を防ぐには』（宝島者新書、2007）に代表される新書や経済誌で大衆化したのが、わが子の「下流」化が心配でも、現在貧困状態に置かれている子どもへの共感にはつながっていないとしている。

二つ目は『OECD日本経済白書2007』（中央経済社、2007）で、日本の貧困率がアメリカに次いで2位であり、貧困状態にある子どもの割合も14%と高い上、ひとり親家庭の半数以上が貧困状態にある点等が明らかになった。「子どもの貧困」の危機的状況は国外からの指摘によって、国会でも取り上げられ民主党による「子ども手当法」につながった。

三つ目は「子どもの貧困」の実態で、浅井・松本・湯沢編『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために』（明石書店、2008）、山野良一『子どもの最貧国・日本—学力・心身・社会におよぶ諸影響』（光文社新書、2008）、阿部彩『子どもの貧困—日本の

不公平を考える』(岩波新書, 2008)の三冊を紹介している。社会的養護についての記述がある前の二冊については次章で内容を取り上げる。

四つ目は「子どもの貧困」の現場からで、大山典宏『生活保護VSワーキングプアー若者に広がる貧困』(PHP新書, 2008)、浅井・金沢編『福祉・保育現場の貧困－人間の安全保障を求めて』(明石書店, 2009)の二冊を挙げている。

次章では後者の内容を見ていく。

五つ目は「子どもの貧困」と教育の役割で、子どもに対する早期からの公教育が経済的貧困の世代間連鎖を断つための主要な方策であるという定説に対して、貧困家庭に生まれることによる学業達成上の機会不平等に社会的関心が集まる一方で、貧困家庭に生まれた子どもが幸福な社会生活を営むための力が依然として保障されていないという懸念が存在している。長谷川(『教育』第760号, 2009, 5月)の、貧困から抜け出るためにがんばるか否かも周囲の支えの有無や生まれた環境の裕福さ等、本人の意思や努力だけではコントロールできない条件によって左右されること、現代日本の貧困問題を人間としての尊厳に関する剥奪の問題として再構築する必要がある、との意見も紹介されている。

六つ目は「子どもの貧困」と学校の可能性で、子どものための学校事務とスクールソーシャルワーク(SSW)の可能性についての言及がある。

最後の項目では、貧困に対する広範な理解と「反貧困」の社会的合意を形成するための第一歩として、「子どもの貧困」は社会的連帯の鏝(かすがい)として試されている、とまとめている。

Ⅲ. 社会的養護における貧困

1. 施設養護にいたる背景

松本は養護問題の基底にあるのは子育て家族の貧困である、として以下のように述べている。貧困とかかわりあったさまざまな困難や不利が、親の子育てを追い詰める。

社会的養護の実践は、子どもを育てることをとおして、子どもが負った傷を回復し、親世代の社会的不利を子ども世代に移転させないための社会的な営為の一つである。つまり児童養護施設は、本来的に子どもを貧困から守る砦であったはずだし、これからもそうでなければならない³⁾。

以下では前章で示した、浅井・松本・湯沢編『子どもの貧困』(明石書店, 2008)、山野良一『子どもの最貧国・日本』(光文社新書, 2008)、浅井・金沢編『福祉・保育現場の貧困』(明石書店, 2009)に加えて、子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』(明石書店, 2009)と浅井春夫『社会保障と保育は「子どもの貧困」にどう応えるか』(自治体研究社, 2009)の5冊から社会的養護の貧困の実態を明らかにする。

2. 家族の貧困

厚生労働省の「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（2003年）」によると、入所児童総数30,416人のうち児童虐待としてカテゴリー化できる「虐待・酷使」「放任・怠惰」「棄児」「養育拒否」を合計すると8,000人を超え、四分の一以上の子どもが児童虐待を主な理由として入所している。それ以外の理由では、「親の就労」「親の行方不明」「親の入院」「離婚」で約11,000人、父または母が家庭から欠けるために子どもを育てられないというケースが多い。家庭に残った方の親が働かないと経済的に暮していけず、長時間におよぶ仕事で子どもの養育が困難になる。また、「破産等の経済的理由」が2,452人で90年代以降かなり増えている。

児童虐待につながったと思われる家族の状況のトップは「ひとり親家庭」で、次が「経済的困難」、そして「親族、近隣からの孤立」と続いている。2001年と2005年の調査を比較しても、これらの状況は高まっている。

東海地区の施設入所に至る子どもと親の生活問題を明らかにするための調査では、祖父母の代からの経済的貧困を背景として「低学歴→不安定就労→失業・借金→心身の健康状態の悪化→虐待・離婚→家庭崩壊」という典型的な「貧困」と「虐待」の連鎖が見られた。

換言すれば、「貧しさ」と「孤立」が虐待を引き起こしているといえる。

このような生活環境で育った子どもたちの施設入所時の疾患・症状は、「アレルギー」（25.1%）、「過食・偏食」（23.7%）、「歯科疾患」（19.9%）が多く、親の深刻な生活問題が子どもの心身の健康に悪影響を及ぼしている。給食が生きる糧で、週末は飢えをしのごうと冷蔵庫のマヨネーズやマーガリンを食べ、週明けには学校に青白い顔で登校していた子どももいる。

3. 施設の貧困

児童養護施設に来る子どもの多くは、あたりまえに与えられるべきものを与えられてこなかった。「生きる」ために必要な何かを必死に得ようとしたが、おとなたちに奪われてきた。このような子どもの受け皿となる児童養護施設は一般家庭に比べて非常に劣悪な環境に置かれたままである。

現在、全国約560の児童養護施設に3万人の子どもたちが生活しているが、一施設の平均人数は60人で、100人以上の集団で生活している施設も10%以上ある。同じ敷地内で10～20人のグループに分け、小規模の生活の場を作るなど施設独自に努力をしても「同じ敷地内に60人以上の子どもが暮らすという環境は、家庭というものとはあまりにも違う」というのが子どもたちの感覚である。

児童養護施設の職員配置は1976年以降変更されていない。小学生以上の子どもたちには6人に1人の職員が配置されることになっているが、職員の休日などを計算に入れる

と朝夕の時間帯には子ども10～13人を1人の職員がケアすることになる。経済的問題、虐待、別離のトラウマなどを抱える10～13人の要求に丁寧に応じるのは不可能に近く、集団のなかでは弱い存在の子どもたちが犠牲になりがちである。

東京都社会福祉協議会児童部会「被虐待児に対する関わり方調査」（2005年12月1日実施）によると、入所児童に対する被虐待児の割合は54.5%で、なかでも「関わり方が難しい児童」は44.67%にのぼり、それは入所児童の25.2%を占めている。施設ごとに見られる児童の不応行動で、80%を超えているのは、粗暴な言動（88%）、対人関係不調（86%）、暴力・破壊行為（82%）、多動（82%）、過度の甘え・愛着障害（80%）である。軽度発達障害児は虐待を受けやすいことから、被虐待児童には多くの軽度発達障害児が含まれている。日常的な生活援助の充実に加え、治療機関や医師との関わりがますます必要となっているが、申請方式で心理療法担当職員などの配置がなされただけである。

職員はこうした現状をボランティア的な長時間労働でカバーしているが、それが積み重なると「燃え尽き問題」を起し、仕事の継続が難しくなる。そのことが子どもたちの成長に大きなマイナスの影響を与えている。

入所児童の質的变化に、職員の配置基準をはじめとする施設制度の改革が追いついていないのが現状である。

児童養護施設における子どもに関わる事業費は、一般生活費、被虐待児受け入れ加算費、教育費、学校給食費、職業補導費、特別育成費（高校入学・在学に必要な費用の支弁）、就職支度費、大学進学等自立生活支度基金など15種類ある。大学進学等自立生活支度基金は、2006年度に創設された項目で、寝具等の購入費69,000円、進学にともなう住居費、生活費等として13万7510円支弁される。

しかし、施設における義務教育修了後の進学は厳しい状況が続いている。

2005年度の調査によると、中卒で児童養護施設を退所する子どもは9.3%で、この割合は中卒者比率全国平均0.6%の15倍近い数字になる。しかもそのうち約半数は卒業の翌年度中に転職を経験している。全国児童養護施設協議会の「平成17年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告」によると中学卒業生全体の高校等進学率は97.6%であるが、施設からは87.7%と、依然、差がみられる。措置費のなかで私立高校への進学は基本的に支弁されない、という制度的制約も施設に入所する子どもたちに影響している。

年間の高校中退率も全体の2.1%に対して施設は7.6%と、施設からは3割程度の子どもが高校を卒業しないまま、社会的自立を迫られている。

高校へ進学しない、あるいは中退する子どもは、高校生活に順応している子どもより社会適応力が未熟であると考えるのが妥当であるにもかかわらず、児童福祉法の保護の対象から外される。

児童養護施設の子どもたちには、将来への可能性を模索する時間や金銭的な支援がなされているとは言いがたい。

4. 将来への影響

対人関係を築くことが難しい子どもたちは、学校生活で挫折することも少なくない。中学までは学校に行けないことは「不登校」として容認されうるが、高校では「怠学」と見なされ、学籍を失えば、施設から出て働くことを求められる。

施設養護において、高校卒業は現在も大目標で、家庭復帰の条件が整わなかった子どもは高校卒業を区切りに社会的自立を目指す。しかし近年、特に都市部での高卒就労は派遣労働や有期契約雇用等のいわゆる不安定就労に著しく偏っている。数少ない正規雇用も、アルバイト以下の低賃金や不払い残業をはじめ、劣悪な環境下での就労が目立つ。

そのため早期離職が後を絶たないが、正規雇用の採用は厳しく、アルバイトでは社会保険も将来の安定的収入の保障もない。傷病や加齢で就業不能となれば、たちまち生活の糧を失うことになえる。

今日、企業等の正規雇用の対象は大学をはじめとする高等教育修了者へと移行しているが、義務教育修了者に対する施設からの大学等進学状況は9.3%程度で、全体の大学等進学率47.3%の約5分の1にすぎない。「大学全入時代」といわれる今日において、こうした格差の主たる要因は経済的問題である。施設に入所する子どもたちは、大学進学は公的に保障されていないので、昼間働いて夜間の大学に通うか、奨学金を利用するという手立てをとらざるをえない。実際、大学進学した者のうち保護者からの援助を受けたものは34.1%で、圧倒的に多いのは、各奨学金の利用（65.3%）である。奨学金の種類としては、日本学生支援機構、自治体による奨学金、その他企業の提供する奨学金制度、児童養護施設によっては独自に設けた奨学金制度があるが、十分な支援体制にはなっていない。

退所後の生活がうまくいかない場合こそ支援が必要であっても、「お世話になった場に、生活に困ったからまたお世話になる」のは容易ではなく、子どもにとって施設は絶対的な帰る場所とはならず、友人や頼れる親戚等の人的ネットワークももっていない「あてのなさ」は施設入所後、そして退所後も連続する可能性がある。

こうして子どもたちの親の多くが低学歴・低所得であったように、社会的養護の問題は世帯の貧困を保持したまま世代間で継承されている。

IV. 社会的養護の理念と役割

1. 社会的養護の理念

2000年の「社会福祉法」成立以降、社会福祉施設全体に求められている福祉サービス

のあり方として強調されているのは、サービス利用者の権利擁護、利用者の選択権の尊重、サービスの質の向上の三点である。

児童養護施設に則して具体的な事項をあげると、地域社会や家族関係の尊重、教育環境の充実による自己実現の機会の拡大、施設の小規模化やグループホーム化をすすめるために「児童福祉施設最低基準」の職員配置や居住水準の改正がある。

施設の選択権は児童福祉法改正により1998年度からは、できるだけ子ども自身の声を聞き、それを尊重することとされている。しかし、施設入所自体が子どもや保護者の意思に反する場合や、施設の質、定員、立地などの制約から選べる状況にないことが多く、実際にはその権利を行使するのが難しい。

サービスの質の向上については、2002年度から児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設で「第三者（外部）評価」が導入されている。第三者評価事業の目的は、利用者のサービス選択に役立つような情報提供と、評価を受けることによって処遇内容の見直し、向上に資することである。「第三者評価」は義務づけられてはいないが、評価対象である「福祉サービスの基本的方針と運営管理」「児童の権利擁護」「地域等との関係」「福祉サービス実施過程の確立」「福祉サービスの適切な実施」「福祉サービスの独自性及び向上性」の6項目を意識しながらサービス水準を高めていくことになる⁴⁾。

「地域等との関係」については、ノーマライゼーションが広まるなかで、地域社会に根差した施設のあり方、施設規模やケア単位の小規模化、グループホームの設置や里親制度の見直しもなされている。包摂的な地域をつくるために、施設、行政、地域の協力が求められる。また、施設はその専門性を生かして子育てをしている家庭への支援を地域で行っていくことも今後の課題である。

そのためには「福祉サービスの独自性及び向上性」を高め、子どもの自立につながるような個別援助技術や集団援助技術、家族との関係調整など専門的な支援を今後はさらに強化していかなければならない。

2. 施設養護の変遷

児童養護施設の根拠法である「児童福祉法」は、1947年に全ての子どもを対象とする総合的な初めての福祉立法として制定されたが、早急に求められていたのは「戦災孤児」への対策であった。

翌1948年には「児童福祉施設最低基準」が示され、施設の設備や職員配置等に関する基準が定められた。入所の背景が大きく変化した現在でも、何度か改正を重ねたが、内容は概ね制定当初のものを踏襲している。

法成立以前は「孤児院」、1997年の法改正以前は「養護施設」とよばれ、「保護者のない児童（略）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目

的とする施設」(児童福祉法第41条)で、家庭代替、学習保障、治療、家庭復帰と社会的自立支援などの役割を担っている。

社会的養護には家庭的養護(里親、養子縁組)と施設養護(入所、通所、利用、グループホーム)の二つがあるが、日本は諸外国と比較すると際立って施設養護が多い。

グッドマンは、過去半世紀以上ものあいだ社会的養護制度が変わらなかったことを「変えようとする圧力がなかったからである」と看破し、次のように説明している。

施設の子どもたちには、改革をもたらそうと試みる意見表明権、経済的手段・政治力は与えられていなかった。1990年代初頭に施設で暮らす高校生が自他の施設のあり方を討論する場もたれたが、交流会で学ぶ「メッセージ」が危険であると批判する関係者らにより全国児童養護施設高校生交流会は廃止された。とはいえ、いくつかの地域では独自に交流会が開催されている。

かれらの親は、子育て失格者として社会から軽蔑されていると感じていて、子どものために連帯し、サービス改善を要求して政府に圧力をかけるような試みは未だかつて行われたことはない。

また、政府に対しては快適な社会的養護制度を国家が提供することは、親の無責任さを奨励することにつながるとする有権者から予算削減の圧力はあっても、予算増額の要求はない。

しかし、1990年代初頭には、急速な少子化と「子どもの権利条約」批准、日本社会における児童虐待の「発見」によって、児童養護施設関係者と政府は制度の変化に関心を抱き始めた。親に代って養育を提供する孤児院の継承体であったのが、1999年4月からは被虐待児10人以上の施設には非常勤の心理療法担当職員を雇用できる予算措置を講じた。さらに、地域社会における児童家庭支援センターの拠点としての役割が、児童養護施設には求められるようになった⁵⁾。

「社会福祉法」成立をうけ、「児童福祉施設最低基準」に、①子どもや家族からの苦情受付窓口の設置、②処遇に関して行政から指導助言を受けた時は必要な改善を行う、③社会福祉法に規定されている運営適正委員会へ協力すること、の三点が加わり、2001年9月1日から施行している。

1997年に法制化された(それ以前は民間の寄付等で運営)「児童福祉の最後の砦」といわれる自立援助ホーム⁶⁾の利用は、働くことができる子どもに限られる。高校に通っていないため、児童養護施設にいられず、働いてもいないため自立援助ホームも利用できない子どもたちが生きていくには生活保護の受給しかない。

山野は生活保護制度の活用は、コストの観点からすると児童養護施設の問題にポジティブな効果をもたらすとしている。現在の手薄な職員配置でも大都市部の施設では、子ども1人当たり最低でも月に20万円以上の予算がかかる。生活保護制度であれば、世界的に最も高い貧困家庭の親たちの就労率を維持できれば、母子二人家庭の場合、子ど

も1人当たり高く見ても月に9万円ほどですむ。家族が抱える問題は重層的である以上、金銭的な援助だけでなく、保育の問題、ヘルパー制度、仕事のサポート、無料のカウンセリングも必要となる⁷⁾が、近年増加している経済的理由による入所の減少に役立つ。

3. 求められる役割

東京都社会福祉協議会児童部会は、これまで明らかにされてこなかった児童間暴力、児童の対職員暴力の実態を解明し、児童養護施設関係者の理解を喚起するとともに、その克服の実践を探るための基礎資料とすることを目的に、「児童の暴力問題に関する調査」を2007年10月に実施した。それによると制度改善についての主な意見は、「職員の増員」「職員の休日の確保」「職員が経験を積んで働き続けられる給与制度」「子ども理解を深める研修が必要不可欠」「職員が研修に参加できる余裕と費用」「ゆとりある労働環境」「子ども集団の少人数化」であった。暴力をふるうような対応がむずかしい児童には、経験を積んだ力量のある職員が必要であることを反映した意見が上位に多く見られた。

児童養護施設の職員は、制度の不備による職員不足を長時間働くことで補う傾向があり、結果としてオーバーワークが常態化している状況が広く見られることへの改善策が求められている⁸⁾。

国は2007年2月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想委員会」を設置して、社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策の検討、報告を行った。

課題として里親委託の推進等家庭的養護の拡充、子どもの状況に応じた専門的ケアの充実等施設機能の見直し、関係機関の適切な連携による家庭支援機能の強化、自立支援策の強化、社会的養護を担う人材の確保と質の向上、施設内虐待の防止等子どもの権利擁護の拡充および社会的養護の資源の提供体制の計画的な整備の推進などがとりあげられた。

同年6月には児童福祉法の一部改正（平成19年法律第73号）の附則において、「政府は児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の量的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とした。二ヶ月後の8月には社会保障審議会児童部会に社会的養護専門委員会が設置され、社会的養護体制の課題についての具体的施策の検討が始まった⁹⁾。

今後必要な内容として、①ケア単位の小規模化・地域化の推進、②子どもの養育を支える地域ネットワークの確立、③児童福祉サービスの体制強化と治療、専門的ケア機能

と家庭支援のための拠点の強化, ④年長児童の就労・進学支援等の自立支援のための取りくみの拡充, ⑤ケアの質を確保するためのガイドラインを都道府県ごとに検討する, などがある。

2008年には, 児童福祉法改正案が国会で承認され, 児童福祉施設内で起こる虐待について初めての防止・対応策が明記され, 既に施行している(第三十三条十二)。内容は児童福祉施設内で虐待があった場合には発見者に通告を義務付け, 子どもどうしの暴力の放置も虐待とみなすので, 職員は通告しなければならない。また, 子ども本人も自治体に直接訴えることが可能で, 都道府県は毎年状況を報告する旨が定められ, 施設内虐待への対応はわずかながら前進した。

しかし, 施設を退所した子どもたちの自立と自己実現の機会がない限り, 「教育歴を非常に重視する実社会において成功する準備が最もできていない者ほど, 教育歴に恵まれ成功の準備が最も整っているものより何年間も早く実社会に出なければならないアイロニー」¹⁰⁾ 解消への道は遠い。

V. おわりに

今後の社会的養護は, 子どもが生まれた環境や育つ環境の貧困による影響, 社会的不利をいかに減らすかを考える必要がある。

子どもは不利益を被りやすい立場であり, おとなに比べて自分を守る手段の選択肢は格段に少ない。また, 幼少期の貧困は, 低学歴, 劣悪・不安定な雇用環境, 健康への影響など負の連鎖が生涯にわたって影響する。

社会的養護の対象者は子ども時代の保障がまったくされず, 早々に社会人としての責任が課せられる。すなわち, 現在の日本は「子どもの権利に関しては不平等なままフタをしてしまうのに, おとなの責任に関しては平等に責務を果たすことを強いる」¹¹⁾。

貧困やそれに類する複合的な問題によって, 子どもたちは児童養護施設に入所している。施設は「子どもを貧困から守る砦」になっておらず, 低学歴・低所得世帯は世代間で継承され, 貧困と虐待の連鎖は続いている。

社会的不利を子ども世代に移転させないために, 経済的理由による児童養護施設の入所を減らすこと, 施設の処遇・職員の待遇改善, 自立支援のあり方の見直しの三点を指摘したい。

就業率は高くても「ワーキングプア」の典型である, ひとり親家庭, とりわけ母子家庭に対する手当の拡充は, 経済的な問題だけでなく, それと密接に関係する虐待の軽減にもつながる。また, 子どもの施設入所前, 退所後における家族や地域からの孤立は, 家庭支援専門相談員や子ども家庭支援センターの機能の活用が期待される。

児童養護施設にいる子どもの半数弱が「関わりの難しい児童」である現実, 量・質

ともに早急な職員体制の整備を要する。施設の小規模化と職員配置の見直しは従来からの懸案事項である。また、職員が専門性を高めながら継続的に勤務できるようにするための待遇改善の制度改革は、職員、入所児童、親、地域社会からの政府への働きかけが第一歩となるが、「第三者評価」の義務化も考えられる。

現行法では、義務教育を終えて進学しなければ児童養護施設での生活を続けることはできない。「自立支援」は、社会人としての十分な準備もないまま、経済的自立のための職探しにとどまっている。

高校等進学率が87.7%と全体に比べて約10%低く、退学率も全体の3倍以上という現状は、これまで生きてきた中で、権利をより多く剥奪された子どもほど、子ども時代が短く打ち切られることを意味している。「自立支援」は子ども時代より、はるかに長いおとなとしての人生の歩みを視野に入れたものでなければならない。

そのためには、子ども時代の権利を取り戻す時間と環境と金銭の保障をして、心身の健康や学力、対人関係や生活していく力をつける必要がある。

施設で暮らす子どもたちが子ども時代の権利を取り戻し、一人ひとりが社会的不利をはねのけ、生きていく何らかの手立てを見つけ、それを獲得するのを援助するのが本来求められる「自立支援」であろう。

注

1. 阿部彩（2008）『子どもの貧困—日本の不平等を考える』岩波書店，40-71頁
2. 子どもの貧困白書編集委員会編（2009）『子どもの貧困白書』明石書店，347-350頁
3. 松本伊智朗「児童養護施設が子どもを貧困から守る砦であるために」（2010）『児童養護』第40巻第3号全国児童養護施設協議会，2-3頁
4. 櫻井慶一編（2009）『養護原理』北大路書房，10-14頁
5. ロジャー・グッドマン，津崎哲雄訳（2007）『日本の児童養護』明石書店，284-342頁
6. 自立援助ホームは，児童福祉法では児童福祉施設ではなく「児童自立生活援助事業」に位置付けられ，虐待等の理由により家庭で生活することができない，中学を卒業した15歳から20歳までの子どもたちが働きながら自立に向けて生活する場所である。子どもたちは毎月三万円の寮費，国民健康保険，住民税をはじめ生活に必要なものを自らで稼がなければならない。
7. 山野良一（2008）『子どもの最貧国・日本』光文社新書，229-233頁
8. 黒田邦夫「児童養護施設に何が起きているのか」浅井・金沢編（2009）『福祉・保育現場の貧困』明石書店，106-119頁
9. カリヨン子どもセンター他編（2009）『居場所を失った子どもを守る—子どものシェルターの挑戦』明石書店，226-229頁
10. 前掲書5，243-252頁
11. 前掲書2，132-134頁